

## 小学校設置基準

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積		ロ 運動場の面積	
児童数	面積 (平方メートル)	児童数	面積 (平方メートル)
1人以上40人以下	500	1人以上240人以下	2400
41人以上480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$	241人以上720人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
481人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$	721人以上	7200

●校舎及び運動場の敷地面積 (※児童数は、児童数将来推計R9年度数値)

○校舎の面積 (児童数481人以上)

$$2700 + 3 \times (525 - 480) = 2835 \text{ m}^2$$

○運動場の面積 (児童数241人以上720人以下)

$$2400 + 10 \times (525 - 240) = 5250 \text{ m}^2$$

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室 (普通教室、特別教室等とする。)

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。